3　新命令第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第七十二条第一項の規定は、同項第二号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新規則第七十二条第二項及び第四項の規定は、農林中央金庫の清算機関（農林中央金庫に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。）に対する信用の供与等（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十八条第一項本文に規定する農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等をいう。）であって、当該清算機関が行う業務に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、当分の間、適用しない。

3　新規則第七十二条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

告示

○金融庁告示第五十一号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を次のように定め、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史

（合算関連法人等から除かれる者）

第一条　銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の十一第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この項、第四条及び第七条第一項において同じ。）を行う者が銀行である場合に限る。）は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。）に上場されている有価証券の発行者又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券の発行者

二　他の法人等（銀行法施行令（以下「令」という。）第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。）の子会社（法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号及び第七条第二項において同じ。）又は子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。）（前号に掲げる者を除く。）

三　受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う銀行（連結自己資本比率（規則第十七条の五第一項第三号ロに規定する連結自己資本比率をいう。次号において同じ。）を算出するものに限る。以下この号において同じ。）の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条第二号の算式におけるＴｉｅｒ１資本の額（当該銀行が海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号。以下「区分命令」という。）第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次号及び第七条第一項において同じ。）を有しないものである場合にあっては、自己資本比率告示第二十五条の算式における自己資本の額）の百分の五に満たない者（前二号に掲げる者を除く。）

四　受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う銀行（連結自己資本比率を算出しないものに限る。以下この号において同じ。）の自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるＴｉｅｒ１資本の額（当該銀行が海外営業拠点を有しない銀行である場合にあっては、自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額）の百分の五に満たない者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

五　同一人自身（令第四条第一項に規定する同一人自身をいう。第七条第一項第八号において同じ。）の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（前各号に掲げる者を除く。）

2　規則第十三条の十一第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する信用の供与等をいう。第三号及び第七条第二項において同じ。）を行う者が銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）又はその子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をいう。第三号及び第七条第二項において同じ。）である場合に限る。）は次に掲げる者とする。

一　前項第一号に掲げる者

二　前項第二号に掲げる者

三　受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う銀行持株会社又はその子会社等の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第二条第二号の算式におけるＴｉｅｒ１資本の額（当該銀行が海外営業拠点（区分命令第三条第二項に規定する海外営業拠点をいう。第七条第二項において同じ。）を有しないものである場合にあっては、連結自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額）の百分の五に満たない者（前二号に掲げる者を除く。）

四　同一人自身（令第十六条の二の三第一項に規定する同一人自身をいう。第七条第二項第三号において同じ。）の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（前三号に掲げる者を除く。）

（債務の保証）

第二条　規則第十四条第二項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第七十八条第一項の表百の項の中欄七に掲げる取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表（規則第十四条第一項に規定する貸借対照表をいう。第四条第一項において同じ。）に計上されるものを除く。）とする。

（債務の保証以外のオフ・バランス取引）

第三条　規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一　自己資本比率告示第七十八条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するものを除く。）

二　自己資本比率告示第七十九条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第一項第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十九条第二項に規定する長期決済期間取引

三　自己資本比率告示第二百五十条第一項各号に掲げる取引

（オフ・バランス取引の信用の供与等の額の算出方法）

第四条　前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が規則第十四条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。